

令和 5 年度 第 2 回

茅ヶ崎市都市計画審議会

議題（5）第 8 回線引き見直しについて（報告）

資料：新旧対照表（茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針について）

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

新	旧
<p data-bbox="605 617 1219 659">茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針</p> <p data-bbox="765 1335 1056 1377"><u>令和 年 月 日</u></p> <p data-bbox="753 1604 1068 1646">神 奈 川 県</p>	<p data-bbox="1804 617 2418 659">茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針</p> <p data-bbox="1932 1335 2294 1377"><u>平成28年11月1日</u></p> <p data-bbox="1949 1604 2264 1646">神 奈 川 県</p>

<p>1 基本方針</p> <p>2 計画的な再開発が必要な市街地</p> <p>3 その他必要な事項(要整備地区)</p>	<p>1 基本方針</p> <p>本地区内において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。</p> <p>2 計画的な再開発が必要な市街地</p> <p>既成市街地のうち、土地の高度利用、根幹的都市施設の整備、大規模な土地利用転換、都市防災の向上、居住環境の改善等の課題を持つ市街地を、計画的に再開発が必要な市街地(一号市街地)として定める。</p> <p>「一号市街地の目標及び方針は、別表のとおり」</p> <p>3 その他必要な事項(要整備地区)</p> <p>一号市街地のうち、特に早急な再開発を行うことが望ましい地区、あるいは都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の更新を図る上で、特に効果が大きいと予想される地区を要整備地区とし、再開発の促進を図る。</p>
--	---

別表 (一号市街地の目標及び方針)

地区名	1 茅ヶ崎駅周辺地区	2 寒川駅周辺地区
面積		
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	<u>都市基盤の整備や土地の高度利用を促進し、商業・サービス機能等の多様な都市機能の充実を図る。</u>
	主要な都市施設の整備に関する事項	
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	<u>建物更新に併せて、敷地の共同化等により公共空地の創出を図り、人と人との交流が生まれるような居心地の良い空間の整備を目指す。</u> <u>茅ヶ崎市景観計画に基づき、人が集い、にぎわいが生まれる空間づくりを進める。</u>
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	
要整備地区の名称、面積		
二項再開発促進地区の名称、面積		

別表 (一号市街地の目標及び方針)

地区名	1 茅ヶ崎駅周辺地区	2 寒川駅周辺地区
面積	約 44ha	約 18ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)	土地利用の純化を図り、住環境・生産環境を整備・改善する。	中心市街地にふさわしい都市基盤の充実と土地の高度利用を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	<u>中心商業・業務ゾーンとしての機能強化を図るため、土地利用、都市施設、空間構成を含めた構造的な再整備を図る。</u>
	主要な都市施設の整備に関する事項	都市計画道路の整備を進めるとともに主要な区画道路等の整備を図る。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	<u>コミュニティ道路、歩道のネットワーク化を目指すなど中心拠点にふさわしい都市環境・景観形成を図る。</u>
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—
要整備地区の名称、面積	・茅ヶ崎駅南地区(約 12ha)	・寒川駅南口地区(約 8 ha)
二項再開発促進地区の名称、面積	—	—

茅ヶ崎都市計画 都市再開発の方針附図(茅ヶ崎市、寒川町)【新】

茅ヶ崎都市計画 都市再開発の方針附図(茅ヶ崎市、寒川町)【旧】

